

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第4項		準用規定
第11条	第1項	i	
第11条	第4項	×	
第11条	第5項	i	
第11条	第6項	×	
第11条の2		i	
第13条	第1項	i	
第13条	第5項	ア	
第14条	第7項		準用規定
第14条	第10項		準用規定
第14条	第11項	×	
第15条		i	
第16条	第1項	i	
第16条	第2項	i	
第16条	第4項	i	
第16条	第5項	i	
第16条	第6項	i	
第16条	第7項	i	
第16条	第8項	i	
第16条	第9項	i	
第16条	第11項	i	
第16条	第12項	i	
第16条	第13項	i	
第16条	第14項	i	
第17条	第1項	i	
第17条	第2項	i	
第17条	第3項	i	
第17条	第4項	i	
第17条	第5項	i	
第17条	第6項	i	
第17条	第7項		準用規定
第17条	第8項	i	
第18条	第1項	i	
第18条	第2項		準用規定

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第19条	第1項	i	
第19条	第2項	i	
第19条	第3項	i	
第19条	第4項	i	後段・準用規定
第19条	第5項	i	
第19条	第6項		準用規定
第21条	第1項	i	
第22条	第2項	i	
第22条	第3項		準用規定
第24条	第3項	i	
第26条	第2項	i	
第27条	第2項	×	
第34条	第3項		準用規定
第34条	第5項	ア	
第34条	第7項	×	
第36条	第3項		準用規定
第36条	第4項		準用規定
第37条	第2項	i	
第37条	第4項		準用規定
第38条	第1項	i	
第38条	第4項	i	
第38条	第5項		準用規定
第39条	第4項		準用規定
第39条	第5項		準用規定
第39条	第6項	i	
第39条	第7項	i	
第39条	第11項	i	
第39条	第14項		準用規定
第41条	第1項	×	
第45条	第2項	ア	
第45条	第4項	ア	
第45条	第5項	ア	
第45条	第6項	ア	
第45条	第7項	ア	
第50条	第1項	ア	

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第74条	第4項	ア		
第74条の2	第1項	×		
第85条	第3項	×		
第92条	第1項	iii		
第92条	第2項	iii		
第92条	第3項	iii		
第92条	第4項	iii		
第93条	第1項	iii		
第93条	第2項	iii		
第93条	第3項	iii		
第94条				公職選挙法の準用
第99条	第2項	iii		
第99条	第3項	iii		
第99条	第5項	iii		
第101条	第4項	×		
第105条	第3項	iv	f	
第105条	第5項	iv	f	
第106条	第2項	×		
第106条	第3項	×		
第106条	第5項	iv	f	
第106条	第6項			準用規定
第109条				準用規定
第116条	第3項			準用規定
第120条		×		
第123条	第2項			準用規定
第124条	第2項	×		
第124条	第3項	×		
第125条	第2項	ア		
第125条	第6項	ア		
第125条	第7項	ア		
第125条	第8項	ア		
第125条	第9項	ア		
第125条	第10項	ア		
第125条	第11項	ア		
第126条	第2項			準用規定

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第126条	第3項	ア	
第126条	第4項		準用規定
第127条		i	
第128条	第2項	i	
第128条	第3項		準用規定
第128条	第4項	×	
第129条	第5項	×	
第129条	第7項	×	
第132条			準用規定
第134条	第3項	ア	
第134条	第4項		準用規定

分野	14	通番	2
法律名	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	
第5条	第2項	ア	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	ア	
第7条	第2項	ア	
第8条		×	
第10条		×	
第12条		×	
第19条	第2項		準用規定
第24条	第2項	ア	
第25条		ア	

分野	14	通番	3
法律名	水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第15条	第2項	×	
第15条	第7項	×	
第15条の2	第1項	×	
第15条の2	第2項		準用規定
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第17条	第3項	×	
第18条	第3項	×	
第18条	第4項	×	
第18条	第5項	×	
第22条	第3項	×	

分野	14	通番	4
法律名	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条の2	第3項	×	
第17条の8	第2項	×	
第17条の11	第2項	×	
第17条の15	第4項	×	
第17条の15	第5項	×	
第48条	第3項		準用規定
第64条		i	
第65条	第1項	ア	
第65条	第4項	ア	
第68条	第3項		準用規定
第69条	第3項		準用規定
第86条	第2項		準用規定
第86条	第3項		準用規定
第86条	第4項		準用規定
第91条	第3項		準用規定
第92条	第3項		準用規定
第92条	第4項		準用規定
第92条	第5項		準用規定
第96条	第1項		準用規定
第96条	第3項		準用規定
第96条	第4項		準用規定
第96条	第5項		準用規定
第100条	第3項		準用規定
第100条	第4項		準用規定
第100条	第5項		準用規定
第100条の8	第1項		準用規定
第100条の8	第3項		準用規定
第100条の8	第4項		準用規定
第100条の8	第5項		準用規定
第123条	第1項	i	
第123条	第4項	×	

分野	14	通番	5
法律名	漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第13条	第2項	i	

分野	14	通番	6
法律名	漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第5項	ア		
第4条	第8項			準用規定
第5条		×		
第7条	第2項	ア		
第9条	第2項	×		
第11条		×		
第12条	第1項	ア		
第12条	第3項	ア		
第14条	第2項	×		
第17条	第3項	ア		
第19条				準用規定
第29条		iv	d	
第31条		iv	d	
第32条	第1項	iv	d	
第32条	第3項	iv	d	
第33項	第2項			準用規定
第39条		×		
第40条	第2項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第45条	第1項	×		
第45条	第2項	×		
第46条		iv	d	
第47条				準用規定
第48条	第1項	ア		
第50条	第4項	ア		

分野	14	通番	7
法律名	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第7項	×	
第6条	第10項	×	
第6条	第11項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第17条	第3項	×	
第17条	第4項	×	
第17条	第6項	×	
第17条	第8項	×	
第17条	第10項	×	
第17条	第11項		準用規定
第17条	第12項	×	
第17条	第13項	×	
第19条の2	第2項	ア	
第19条の2	第3項	i	
第19条の2	第4項		準用規定
第24条	第2項	ア	
第24条	第3項	i	
第25条	第2項	×	
第26条		×	
第34条	第1項	×	
第34条	第2項	×	
第36条	第1項		準用規定
第36条	第3項		準用規定
第36条の2	第1項	ア	
第37条の2	第2項	ii	
第37条の2	第3項	ii	
第39条	第2項	×	
第39条	第6項	×	
第39条	第8項	×	
第39条の2	第4項	ア	
第39条の2	第5項	ア	
第39条の2	第6項	ア	
第40条	第1項	×	
第40条	第3項	×	

分野	14	通番	7
法律名	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第41条	第3項	ア	
第41条	第4項	i	
第42条		×	

分野	14	通番	8
法律名	沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条の2	第2項	×	
第7条の2	第3項	×	
第7条の2	第6項	×	
第7条の3	第2項		準用規定
第11条	第1項	×	
第12条	第3項		準用規定
第15条	第2項	×	
第15条	第4項	×	
第19条		×	
第20条	第2項		準用規定
第23条	第2項	×	

分野	14	通番	9
法律名	沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第7条		×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第15条		ii	

分野	14	通番	10
法律名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	

分野	14	通番	11
法律名	漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	ii	

分野	14	通番	12
法律名	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第3項	×		
第5条	第5項	×		
第5条	第6項	iv	e	
第6条	第2項			準用規定
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第4項	iv	e	
第7条	第5項	×		
第8条	第2項			準用規定
第9条	第3項	×		
第12条	第3項	×		
第14条	第1項	×		
第15条	第2項	ア		
第17条	第2項	×		
第17条	第3項			準用規定

分野	14	通番	13
法律名	持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第5条	第3項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項		漁業法の準用
第10条	第2項	ア	
第12条		×	
第15条	第1項	×	

分野	14	通番	14
法律名	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第196条の8	第2項	×	